

令和8年7月27日

公開見積依頼（物品調達）について

1 見積依頼事項

- (1) 調達件名 視線及び瞳孔径測定・解析装置 一式
- (2) 仕様等 別途配付する仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年10月16日(金)

2 見積依頼及び契約の相手方の決定方法

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出期限内に受理した有効な見積書のうち、本学に最も有利と判断される価格を提示した者を優先的な交渉相手とし、価格交渉を実施します。その後、本学の予定価格の範囲内で最も有利な価格を提示した者を契約相手として決定します。

「国立大学法人上越教育大学見積徴取事務取扱要領」及び「国立大学法人上越教育大学の公開見積依頼における参加者心得（物品・役務）」を熟読するとともに、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、見積書のご提出をお願いします。

3 参加者の資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C、又はD等級に格付されている者であること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）に誓約できる者であること。

4 仕様書の交付

仕様書の交付を希望する者は、8に示す問い合わせ先にその旨を連絡してください。

5 見積方法及び提出期限

- (1) 見積書は別添2の様式を使用してください。
- (2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望価格を見積もってください。見積書には、契約履行に要する一切の費用を含めた合計金額を、消費税及び地方消費税を含む税込金額で記載してください。
- (3) 提出期限 令和8年8月5日（水）17時（必着）
- (4) 提出先 8に示す問い合わせ先に提出してください。
- (5) 提出方法 電子メール、持参、郵便又は宅配便（郵便又は宅配便は、いずれも配達記録が残るものに限り、）
 - ・ファクシミリ、電報、電話その他の方法による見積もりは認めません。
 - ・提出期限を過ぎた見積書は無効となります。
- (6) 記載事項 調達件名、見積金額、参加者の住所・代表者氏名（代理人の場合は役職・氏名）
 - ・見積書への押印（会社印、代表者印等）については、各参加者において有効な見積書であれば省略可能です。
- (7) 添付書類 以下の書類を見積書に添付のうえ提出してください。
 - ① 令和8年度全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し 1部
 - ② 参考見積書 1部

6 参考見積書の提出

- (1) 本件の市場価格調査の参考とするため、参考見積書の提出を求めます。なお、市場価格は市場の中での取引価格であり、契約希望価格の金額とは異なりますのでご注意ください。
- (2) 参考見積書の様式は任意としますが、項目ごと（本体、作業費、運送料など）の内訳金額を記載してください。
- (3) 見積金額は税込価格をもって見積もってください。（消費税及び地方消費税を含む。）

7 その他

- (1) 見積書提出期限後、原則として優先交渉権者のみに連絡いたします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の交渉を行います。
- (3) 契約の相手方として決定した場合は、請書（別添3）の提出をお願いします。
また、本学と初めて取引される場合は、研究費の不正使用防止に向けた取組の一環として、別途「誓約書」をご提出していただきます。
<https://www.juen.ac.jp/070koukai/010kikikanri/kenkyuhi/2015-0401-1736-17.html>

8 問い合わせ先（見積書提出先）

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地
国立大学法人上越教育大学 財務課 経理・契約チーム （担当：横田）
電話番号 025-521-3238
メールアドレス：keiyak2@juen.ac.jp

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別添 2

見 積 書

調 達 件 名 視線及び瞳孔径測定・解析装置 一式

見 積 金 額 金 円也（消費税込み）

上記の見積もりに関して「国立大学法人上越教育大学見積徴取事務取扱要領」、「国立大学法人上越教育大学の公開見積依頼における参加者心得（物品・役務）」、暴力団排除に関する誓約事項等を承諾のうえ、上記の金額によって見積もりします。

令和 年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

見積者
住 所
氏 名

印

別添 3

請 書 (案)

調 達 件 名 視線及び瞳孔径測定・解析装置 一式
代 金 額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

上記の物品について、別添仕様書に基づき、下記条項により納入することをお請けします。

記

- 1 納入期限は令和 8 年 10 月 16 日までとする。
- 2 納入場所は上越教育大学体育棟 304 松浦研究室とする。
- 3 代金請求書は上越教育大学財務課へ送付する。
- 4 この契約についての一般的約定事項は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 号）に規定する物品供給契約基準に準ずる。ただし、支払の約定日は、5 の定めによる。
- 5 代金は、適法な請求書を受領した日の属する月の翌月に上越教育大学財務課から 1 回に支払うものとする。

令和 年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

受注者
住 所
氏 名

印